

政法第1763号
平成25年11月5日

公益社団法人千葉県緑化推進委員会
代表理事 森 英介 様

千葉県理事 鈴木 栄治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成25年11月5日 から 平成30年11月4日 まで